

令和 8 年 古殿町農業委員会 2 月定例委員会

1 開催日時 令和 8 年 2 月 16 日 ( 月 ) 午後 3 時

2 開催場所 古殿町役場 大会議室

3 出席委員 ( 8 人 ) ( 6 人 )

会長 農業委員 8 番 水野和徳

委員 農業委員 1 番 中瀬信治

農業委員 2 番 石井利行

農業委員 3 番 遠藤光一

農業委員 4 番 我妻弘道

農業委員 5 番 荒川一寿

農業委員 6 番 水野幸栄

農業委員 7 番 根本明

推進委員 1 番 我妻由美子

推進委員 2 番 大楽良文

推進委員 3 番 吉田真健

推進委員 4 番 矢吹三智也

推進委員 5 番 遠藤一委員

推進委員 9 番 瀬谷國彦

4 欠席委員 ( 4 人 )

5 議事日程

第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第 2 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

第 3 議案第 3 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画 ( 案 ) に対する  
意見決定について

第 4 議案第 4 号 古殿農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 佐川 文夫

主事 根本 洋樹

会議の概要

○ 事務局長

開会前のあいさつを行います。

全員ご起立願います。お互いに「礼」

続いて、古殿町農業委員会憲章の斉唱を行います。

事務局に続いて、1 番目から 3 番目をお願いします。

【農業委員会憲章斉唱】

御着席ください。

ただいまから 2 月定例委員会を開会いたします。

会長よりあいさつをいただきます。

- 議長(会長) 『 会長あいさつ 』
- 議長(会長) 出席委員は8名中 8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
本日、推進委員6番 水野辰芳委員、推進委員7番 水野光樹委員  
推進委員8番 小平美香委員 推進委員10番 岡部雄一委員  
より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。
- 議長(会長) 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。  
議事録署名委員については会議規則第14条第3項の規定により、議長指名といたします。  
農業委員4番 我妻弘道委員、及び  
農業委員7番 根本明委員  
を指名します。なお、本日の会議書記には事務局職員の根本主事を指名します。
- 議長(会長) 議事に入るにあたり、議案には個人情報が含まれますので、取り扱いには十分注意してください。
- 議長(会長) 日程第 2 議案第 2 号  
農地法第 5 条の規定による許可申請についての 1 番 ~ 2 番  
を議題といたします。議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局長 今月の農地法第5条の許可申請は、 2 件でございます。
- 【議案第 2 号 1~2 番 朗読後、説明】
- 議長(会長) ただいまの事務局説明1番について、地元委員の方から、現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 番 委員
- 番 委員 本日午後に 委員と事務局根本さん、さんと現地を確認してまいりました。新たに住宅を建てたいということでしたが、確認したところ何ら問題はないように見えました。よろしくをお願いします。
- 議長(会長) 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。
- 事務局長 農用地区域内農地以外の農地であって、第1種農地と判断します。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
- 議長(会長) ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。

〈 質 疑 〉

- 番委員 図面を見てみると当該地は圃場の真ん中となるが、水路回りなどについては周りに影響はないのか。
- 番 委員 当該地は農振農用地には入っておらず、排水関係についても影響のないように進めるとのことです。
- 番委員 わかりました。であれば問題ないと思います。
- 議長(会長) 質疑を終わります。お諮りします。  
本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なしの声あり 〉

- 議長(会長) 異議なしと認めます。議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての 1 番は原案のとおり可決されました。
- 議長(会長) 続いて事務局説明 2 番について、地元委員の方から、現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 番 委員
- 番委員 1 番で述べたとおりこの敷地内に住宅のほか、現在事業用の車の置き場が手狭となっており、ほかの方の土地を借りているのでここに新しく作りたいとのことでした。1 番同様に問題はないと思われれます。よろしくをお願いします。
- 議長(会長) 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。
- 事務局長 農用地区域内農地以外の農地であって、第1種農地と判断します。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
- 議長(会長) ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。

〈 質疑なし 〉

- 議長(会長) 質疑を終わります。お諮りします。  
本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なしの声あり 〉

- 議長(会長) 異議なしと認めます。議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての2番は原案のとおり可決されました。
- 議長(会長) 日程第 3 議案第 3 号  
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の諮問に対する意見決定についてを議題といたします。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局長 古殿町長より農用地利用集積等促進計画の意見を求められています。
- 【議案書にもとづいて、内容を説明】
- 以上の計画要請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。
- 議長(会長) 本案について質疑を許します。質疑はありませんか。
- 〈 質 疑 〉
- 番委員 この さんは何をされている方ですか。
- 事務局長 畜産を営んでいる方で、現在は団地に住んでおり、こちらに通っています。
- 議長(会長) 質疑を終わります。お諮りします。  
本案については原案のとおり答申することにご異議ありませんか。
- 〈 異議なしの声あり 〉
- 議長(会長) 異議なしと認めます。議案第 3 号  
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用配分計画(案)の諮問に対する意見決定については原案のとおり答申することに決定いたしました。
- 議長(会長) 日程第 4 議案第 4 号  
古殿農業振興地域整備計画の変更案に対する意見決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読をお願いします。
- 事務局長 古殿町長より古殿農業振興地域整備計画の変更案に対する意見を求められています。
- 事務局長 【議案第 4 号 朗読後、説明】

○ 議長（会長） ここで、5分程度確認の時間を取ります。

○ 議長（会長） 本案について質疑を許します。質疑はありますか。

〈 質 疑 〉

○ 議長（会長） 質疑を終わります。お諮りします。  
本案については原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

〈 異議なしのとき 〉

○ 議長（会長） 異議なしと認めます。議案第 4 号  
古殿農業振興地域整備計画の計画変更に対する意見決定について  
は、原案のとおり答申することに決定いたしました。

○ 議長（会長） これで、本日の日程は全部終了いたしました。  
2 月定例委員会を閉会いたします。  
ご苦労様でした。

会議規則第18条の規定により署名する。

会

長

水野和徳

会議録署名人

根本 明

会議録署名人

我妻弘道